

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた
出入国に関する関係省庁等連絡会議の開催について

平成 28年 12月 20日
2020年東京オリンピック・パラリンピック
競技大会関係府省庁連絡会議決定案

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、政府として、セキュリティの万全と安全安心を確保した上で、アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのため円滑な出入国に向けた対策を推進することが必要である。

このため、大会に特有の事情を考慮の上、安全安心の確保にも配慮しつつ、出入国に関連する課題への対応やその進捗管理を関係者間で行うため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた出入国に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
副議長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局セキュリティ推進統括官
構成員	内閣官房及び各省庁の担当者 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の担当者

3. 連絡会議は、必要に応じ、ワーキンググループを開催することができる。ワーキンググループの構成員は、関係行政機関等の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4. 連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。